

## 裁判所職員の家庭裁判所利用者への差別発言を許さない共同声明

去る2月4日、インターネット上のブログ「裁判所職員のぶっちゃけ時事放談」というサイトで、「今度こそ、家裁の人気のないのは、テミス様に誓ってガチです」というタイトルの書き込みがされました。

([http://blog.goo.ne.jp/sleepingcat\\_2006/e/f36ca73ba7661c63f4756726e8a42f50](http://blog.goo.ne.jp/sleepingcat_2006/e/f36ca73ba7661c63f4756726e8a42f50))

このブログは家庭裁判所利用者の当事者の対立が激しいことを指摘し、「当事者のキチガイ率も異常に高い」と発言しています。また、窓口や電話での当事者対応を例に挙げ、「お前のイカレ話を聞いていると、他の仕事が全部ストップしちゃうから、さっさと消えろ」と述べています。さらに、自殺を図ろうとする当事者を、「裁判所でやられると、後始末が大変だから、止めてくれ。ああ、敷地の外でなら、いつでもどぞ」と言い放ち、聞くに堪えません。

ブログの副題は、「裁判所の一職員が勝手なことをしゃべるブログです」とあります。たしかにブログの内容は裁判所の職員間の家裁評価や人事上の扱いなど、裁判所職員にしか知り得ないものも具体的に書かれています。裁判所職員の作成したブログとしか考えられません。

このような差別発言を私たちは断じて許すことができません。

家族をめぐる争いは誰にでも起こりうることです。まして家庭裁判所は家族の悩みを抱えた人たちのための機関です。悩んだ末に、家庭裁判所に行かざるをえない人たちに対してなされる「お上意識」そのままの発言は、家庭裁判所の存在自体を否定するものです。これらの発言を裁判所が容認するなら、裁判所自体の意識が、このブログと同じであるということになります。

私たちは、この差別発言に強く抗議します。裁判所はブログの管理者を特定し、厳正な処分を科してください。二度とこのような事態がくり返されないように、裁判所全体の意識改革を私たちは求めます。

I A P C R (International Association for Parent Child Reunion)、親子交流を考える岐阜の会、親子ネットNAGANO、共同親権運動ネットワーク、共同親権運動ネットワーク別府、共同養育センターつむぎ、くにたち子どもとの交流を求める親の会、コトオヤネットさっぽろ、中部共同親権法制化運動の会、日本家族再生センター、Fathers' Website、面接交流ネット(以上12団体)